會決議ニヨリ除名又ハ退會ヲ命スルコトアルヘシ

第六章　會計

第二十二條　本組合ノ會費ハ一ヶ月金三十銭トシ入會金二十銭トス

但シ毎月二十五日迄ニ前納スルモノトス

第二十三條　本組合支出決算ハ大會ニ於テ承認ヲ要ス

第二十四條　既納ノ入會金及會費ハ一切返却セス

第七章　附則

第二十五條　本組合ニ顧問及ヒ相談役ヲ置クコトヲ得

第二十六條　支部規約ハ本部規約ニ反セサル範囲ニ於テ制定シ本部委員會ノ承認ヲ得ルモノトス

第二十七條　本規約ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上同意アルニアラサレハ改正スルコトヲ得ス

友愛クラブ

友愛互助会